

## 尼崎市事業継続一時支援金 申請の手引き

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大による売上減少に直面している事業者であるものの、売上減少の要件等により国や県の支援金の受給していない月がある事業者に対して、市が独自に事業継続に向けた支援金を給付します。

〔給付額〕 10万円

〔受付期間〕 令和3年10月11日（月）～令和4年1月31日（月）当日消印有効

### 2 対象者

#### 【対象者】

①中小企業者・個人事業者であり、尼崎市内に主たる事務所・事業所がある（下記「市内要件」を満たす）こと

〔中小企業者〕

業種分類	要件
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

〔小規模企業者〕

業種分類	要件
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

〔市内要件〕

法人・個人：尼崎市内に主たる事業所があること

個人（事業所等を持たないフリーランス等）：尼崎市内に住民登録があること

②売上の減少率

〔規定〕

2021年4～9月のいずれかの月の売上げが2019年又は2020年の同じ月に比べて20%以上50%未満減少していること

(例)

候補月 (2021年) A			基準月 B ( 下記選択年の 左記Aと同月 )			売上減少率 $\frac{(B-A) \times 100}{B}$ ※小数点第2位以下切り捨て	
<input type="checkbox"/> 4月 <input checked="" type="checkbox"/> 5月 <input type="checkbox"/> 6月 <input type="checkbox"/> 7月 <input type="checkbox"/> 8月 <input type="checkbox"/> 9月			<input checked="" type="checkbox"/> 2019年 <input type="checkbox"/> 2020年			33.3      %	
売上額	500,000	円	売上額	750,000	円		

$$\frac{B 750,000 - A 500,000}{B 750,000} \times 100 = 0.333\cdots \times 100 = 33.3$$

〔例外〕

個人事業主やフリーランスなどの事業者で、所得税の確定申告書類に月別売上(収入)を記載した書類の提出がない場合

2021年4～9月のいずれかの月の売上げが2019年又は2020年の月平均の事業収入(年間売上高×1/12)に比べて20%以上50%未満減少していること

③2021年4～9月において、次の支援金等を受給していない月(②基準月B)がある。

- ・国の月次支援金(売上減少が前年同月比50%以上)
- ・兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
- ・兵庫県酒類販売事業者支援金(売上減少が前年同月比30%以上)

④申請時点で事業を継続する意思があること

3 申請書類

書類名	法人	個人	フリーランス
①尼崎市事業継続一時支援金交付申請書兼請求書(様式1)	○	○	○
②尼崎市事業継続一時支援金宣誓・同意書(様式2)	○	○	○
③2019年又は2020年分の所得税確定申告書類の写し	○	○	○

書類名	法人	個人	フリーランス
<p>※收受印日付（e-Tax の場合は受付日付の印字又は受信通知画像の添付）があるもの</p> <p>法人：法人事業概況説明書（裏面「月別の売上高等の状況」を含む）及び確定申告書別表1</p> <p>個人：確定申告書第1表、青色申告の場合は青色申告決算書、白色申告の場合は月別の売上がわかるもの</p>			
<p>④支援金振込口座の分かる申請者名義の通帳写し</p> <p>金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるページ。ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込用口座番号等が記載されているページ。</p>	○	○	○
<p>⑤事業所の所在地を示す書類</p> <p>〔事業所を構える申請者は必ず提出〕</p> <p>法人：履歴事項全部証明書の写し（発行から6ヶ月以内）</p> <p>個人：営業実態が確認できる書類（屋号などが確認できる事業所や店舗の外観写真やパンフレット等）</p>	○	○	
<p>⑥本人確認書類（写しをいずれか1つ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証（両面。返納している場合は運転経歴証明書で代替可）</li> <li>・ 個人番号カード（おもて面のみ）</li> <li>・ 写真付きの住民基本台帳カード（おもて面のみ）</li> <li>・ 在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書（両面。在留資格が特別永住者のものに限る）</li> <li>・ 身体障害者手帳</li> <li>・ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（全ページ、カード式の場合は両面）</li> <li>・ 住民票＋パスポート（顔写真が掲載されているページの写し）</li> <li>・ 住民票＋各種健康保険証</li> </ul> <p>※住民票は6ヶ月以内に発行のもの</p>		○	○

※申請書類は返却しませんので、原本は提出しないようお願い致します。

#### 4 申請方法

##### (1) 受付期間

令和3年10月11日（月）～令和4年1月31日（月）

## (2) 申請方法

郵送で受付

〒660-0881 尼崎市昭和通 2-6-68

(公財) 尼崎地域産業活性化機構「事業継続一時支援金」係

- ・ レターパックライト又はレターパックプラスで送付してください。
- ・ **令和4年1月31日(月)** 消印有効。
- ・ 提出して頂いた申請書類はお返ししません。写しを送付するようにしてください。
- ・ 感染症予防の観点から郵送受付としています。
- ・ 尼崎市事業継続一時支援金事務局は公益財団法人尼崎地域産業活性化機構へ委託しています。

## 5 給付までの流れ

- ・ 申請書類を事務局が審査し、要件を満たしていれば、尼崎市より一時支援金を指定口座へ振り込みます。
- ・ 給付が決定した際は「尼崎市事業継続一時支援金給付決定兼確定通知書」を送付します。
- ・ 申請からおおよそ1ヵ月程度を目途に支給する予定ですが、申請が短期間に集中するなど、状況によっては給付までに相当の時間を要する場合があります。ご了承頂きますようお願いいたします。
- ・ 審査の結果、要件に該当しない場合や不備がある場合は事務局より連絡をすることがあります。

## 6 お問い合わせ先

尼崎市事業継続一時支援金事務局

受付時間 平日9時～17時 電話：090-7493-8922・090-4309-9771

お問い合わせが集中しますと、電話がつながりにくい場合があります。その際は、時間をおいて再度のおかけ直し頂きますようお願いいたします。